

第1号様式(第4条関係) (単位クラブ→支部・地区老連→市町村老連→県老連)  
(支部・地区老連→市町村老連→県老連)  
(市町村老連→県老連)

## 老人クラブ奨励金交付申請書

(公財)宮城県老人クラブ連合会  
会長 武山 萬 殿  
(市町村老連経由)

クラブ名\_\_\_\_\_

会長\_\_\_\_\_ 印

宮城県老人クラブ「奨励金交付要綱」第4条の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

### 記

#### 1 交付の対象

- (1) 要綱「第2条第( )号(別表( )号 )」該当  
(2) 該当事由等(別表「第1号」、「第2号ア」以外は具体的に記載のこと)

.....  
.....

#### 2 奨励金の額

一金\_\_\_\_\_円

#### 3 添付書類

- (1) 老人クラブ会則  
(2) 老人クラブ会員名簿(第2号様式)  
(3) 別表(1)「会員の純増」及び(2)ア「新規クラブの結成」にあっては、会員数が記載された総会資料又は台帳等の写し  
(4) その他「上記1(2)」の「該当事由等」がわかるもの  
・有り( ) ・無し

#### 4 その他(参考事項があれば記入してください)

.....  
.....

#### 5 奨励金振込「団体口座名」(交付の対象となる申請団体の口座です)

振 込 口 座	金融機関名		本・支店名	
	種 別 ・ 口座番号	普 通 ・ 当 座		
	フリガナ			
	口座名義			

第2号様式(第4条関係)

## 老人クラブ会員名簿

No. \_\_\_\_\_

クラブ名					会員数	男__名	女__名	計__名
番号	氏名	年齢	性別	住所	役職名			
1			男・女					
2			男・女					
3			男・女					
4			男・女					
5			男・女					
6			男・女					
7			男・女					
8			男・女					
9			男・女					
10			男・女					
11			男・女					
12			男・女					
13			男・女					
14			男・女					
15			男・女					
16			男・女					
17			男・女					
18			男・女					
19			男・女					
20			男・女					
21			男・女					
22			男・女					
23			男・女					
24			男・女					
25			男・女					
26			男・女					

注1 「クラブ名」及び「会員数」は、1枚目のみに記入してください。

2 「年齢」は、4月1日現在の満年齢を記入してください。

3 新規加入会員の「番号」に、○印を付してください。

4 現(旧)会員については、既存の名簿の写しで代えることができます。

第3号様式(第5条関係)

(支部・地区老連、市町村老連記載→県老連)

## 老人クラブ奨励金交付進達書

(公財)宮城県老人クラブ連合会

会長 武山 萬 殿

\_\_\_\_\_ 老人クラブ連合会

会長 \_\_\_\_\_ ⑩

宮城県老人クラブ奨励金交付要綱第2条の規定に該当し、奨励金の交付が適当と認めますので、同要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり進達いたします。

記

### 1 奨励金交付対象老人クラブ

- (1) 名称 \_\_\_\_\_  
(2) 住所 \_\_\_\_\_  
(3) 代表者氏名 \_\_\_\_\_

### 2 交付の対象

- (1) 要綱第2条第(\_\_\_\_)号(別表(\_\_\_\_)号\_\_\_\_)該当  
(2) 該当事由等に対する市町村老連の意見等(別表「第1号」、「第2号ア」  
以外の場合は具体的に記載のこと)

### 3 奨励金の額

一金 \_\_\_\_\_ 円

### 4 添付書類

- (1) 老人クラブ奨励金交付申請書(第1号様式)  
(2) 老人クラブ会則  
(3) 老人クラブ会員名簿(第2号様式)  
(4) 別表(1)「会員純増」及び(2)ア「新規クラブ結成」にあつては総会資料等の写し  
(5) その他「上記2(2)」の該当事由等がわかるもの  
・有り(\_\_\_\_\_) ・無し\_\_\_\_\_

### 5 その他(市町村老連として参考事項があれば記入してください)

### 6 奨励金振込「市町村老連口座名」(県老連から市町村老連への振込口座です)

振 込 口 座	金融機関名		本・支店名	
	種 別 ・ 口座番号	普 通 ・ 当 座		
	フリガナ			
	口座名義			

※支部・地区老連経由の場合: 適宜任意の様式で作成するか、この様式を使用し作成すること。  
: 振込は県→市老連となりますが、支部・地区経由の有無は任意です。